

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

公務員については、労働基本権制約の代償措置として給与勧告制度が設けられており、本町においてもこれまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところであります。岩手県人事委員会は平成30年10月11日に平成30年度の勧告を行ったところであり、県では県議会12月定例会に関係条例の改正案を提案して議決しております。本町としても県に準じて本条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正は、大きく第1条と第2条に分けてあり、第1条においては平成30年度に適用

する改正であり、第2条においては平成31年度に適用する改正であります。

以下、改正条文で説明いたします。

まず、1ページ目、第1条の改正についてであります。第14条第1項は、日直手当の1回の支給限度額を4,200円から4,400円に引き上げようとするものであります。

第21条第2項第1号は、平成30年12月期の勤勉手当の支給月数を100分の87.5から100分の97.5に引き上げるもので、第2号は同様に、再任用職員の支給月数を100分の42.5から100分の47.5に引き上げようとするものであります。

別表第1は行政職給料表の改定で、1ページから5ページまで続いております。

6ページ目の別表第2は医療職給料表の改正で、アの栄養士に適用する医療職給料表は、(1)は9ページまで、イの保健師等に適用する医療職給料表(2)は9ページから15ページまでであります。

次に、15ページ、大きな第2条の改正についてであります。

第20条第2項は、平成31年度以降の期末手当の支給月数を平準化し、100分の130にするものであります。なお、年間の支給月数の合計に変更はございません。第3項は、同様に再任用職員の支給月数を平準化し、100分の72.5にするものであります。同様に、年間の支給割合の合計に変更はございません。

第21条第2項第1号は、第1条の改正で引き上げた勤勉手当の支給月数について、平成31年度以降の支給月数を100分の92.5に平準化しようとするものであります。第2号は同様に、再任用職員の支給割合を100分の45に平準化しようとするものであります。

16ページの附則であります。第1項及び第2項は施行期日を定めるもので、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第1条に規定する給料表の改正は平成30年4月1日に、勤勉手当の改正は平成30年12月1日にそれぞれ遡って適用しようとするものであります。第3項は、適用日前の異動者の号級の調整、第4項は改正前に支給された給与について内払いと見なすことを定めようとするものであります。第5項は施行に関し必要な事項は規則で定める、規則への委任の規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長(菊池 孝君) これから質疑を行います。

発言を許します。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 確認も含めて質問をします。

今回の議会、前からそうだったと思いますが、財政的な先行き不安という話が再三されておりますので、人件費についても同様に考えていくべきなのかなというふうに思うので確認させていただきます。

いずれ、今回の改正については、国の人事院を受けて、それから県の人事委員会と、その勧告に準ずるといふような形の改正内容ということですが、その流れについてはよくわかりますが、県の状況、そして住田町の状況等について、どのような形でこのデータがはね返るのかについてお伺いしたいというふうに思います。

要するに、勧告をそのまま入れるというふうなのが県だと、住田町は住田町で準じてそのままやるよというふうな形になっていますけれども、町の給与状況というのかな、そういうふうなのは全部確認してあるのかどうかをまず伺いたいと思います。その差。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 提案理由の説明でも申し上げましたけれども、労働基本権の代償措置として国、県に準じて、本町については県に準じて手続きを進めているというところで、これについては従来からそのとおりであります。

ご質問の実態調査の部分についてですけれども、これにつきましては、県の人事委員会のほうで従業員50人以上の職場を調査して、全県の調査をして、ちょっと数については手元に資料がないので申し上げませんが、そういった中で額を決めているという流れであります。人事委員会の設置の部分につきましては岩手県については県のみと、あとは政令指定都市のみと、これは地方公務員法で定められておりまして、住田町のような町村については設置義務はなくて、まとめた事務組合、公平委員会とか、そういった部分でまとめてやりますよというところであります。県の全調査の部分承知しているわけではありませんけれども、50人以上の企業について調査して進めているところのようでございます。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 流れは正直言ってよくわかっているんです。ただ、岩手県と言ってもピンからキリというのではなくて、いずれいろんなところがあるということになりますので、その状況は変わるだろうということですが、基本的には準ずると、人事委員会は住田町にはありませんからね、そのために県に準ずるといふことですが、必ず準じなければならないのか、それとも市町村の事情で変わることが可能なのかについて伺いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 市町村の事情で変更するという考えはそのとおりあるのだと思っております。決定の仕方の部分については県に準ずるということですが、あと瀧本議員ご承知のとおり、ラスパイレス指数というものがございます。参考までに昨年度、ラスパイレス指数、本町は92.7ということで岩手県33市町村の下から4番目というところでもございます。そういったものを見ながら、高いか安いかという部分ではなくて、それもあわせて、あとは財政状況も見ながら総合的に判断するということになるんだろうと思いますけれども、今までは人事委員会の勧告が一番客観的なんだろうということでそこを反映させていただいていると、今後もそうするというところになると思います。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 今のような流れですね、ほとんどの町民は知りませんから、ややもすると羨ましいというふうな形の意見につながるんですよ。ですから、平均して住田町の状況についてはこうなんだと、金額はともかく、わたり等々についても最高額を抑えてどうのこうとやっているということをよくわかっているの、その部分についてきちんと町民にわかるような形の説明をいただきたい。なぜかと言いますと、広報に出ているんですよ、毎年ね。それを見ながらよくわからないと、何でこんな数字ということ、年齢から何かいろいろあるんですよ。ですから、基本的に平均的に言えば、単なる数字ではなくて、さっきのラスパイレスの数字から言えば、比較すると総合的にこうですよという部分についてはきちっと説明してほしいと。そうでないと、今から財政に不安だとかどうのこうのという話を再三するわけですから、そうすると一般の町民は全然わけのわからない決め方をしているというふうな形に見ますので、ぜひともその部分については丁寧にやってほしいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） ただいまの4番議員の関連で確認しますが、私は町職員の賃金というのは、地域経済を循環させる波及効果を期待する部分で、他の事業所にそういった賃金の推移が波及効果として影響していくことを期待するわけです。それで、総務省発表の統計資料によると、2017年の住田町の平均所得は234万3,178円と、所得で統計を出しておりますから支給額と比較するのは難しいわけですが、そういった意味で、町職員のそうした地域経済における波及効果を期待するという意味で、その辺のところを町当局としてど

ういうように把握しながら対応しているかという点をお聞かせいただければと思います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 先ほども申し上げましたけれども、平均すると県においても下から数えたほうが早いというような状況でございます。民間企業においても町の部分を参考にしながら、佐々木議員おっしゃるように、そういった流れにつながっていただければいいなというところでございます。町内各事業所の所得の部分については、当方、人事委員会がございませんので詳しく調査はしてございませんけれども、そういった町の職員の給与というものが地域経済に波及すればそのとおりいいなという考えでは一緒であります。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） その中で今回の給与改正の部分は一般職員と手当の部分等を含めて再任用の職員の部分なわけです。そこで、かなりの人数で非常勤や臨時職員もあつて、その賃金体系は最低賃金を基準にして支給になっているのではないかと思われるわけですが、その辺のところでは多少格差があるのではないかというような懸念もあるわけですが、そういう今後の雇用と町全体の賃金向上を目指した際に、その辺の見解をどのように持っていこうとしているかお聞かせいただければと思います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 臨時職員、非常勤職員の給与につきましては最低賃金を参考にといいことではございませんで、近隣の市町村、あるいは類似の市町村の給与体系を参考に作成しております。これから新たな制度もできるわけですが、会計年度任用職員、あるいは今もありますけれども、臨時的任用嘱託職員、任期付きとか、そういった部分については制度に基づいて進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 住田町の重要課題として人口ビジョンなり総合戦略では、いずれ町民の雇用と所得拡大というのが重要課題になっておりますので、そういった意味で、この人事院の賃金のところが町内の中小企業にも大きく波及して、全体的に町民の所得向上につながればと考えるわけです。そういった意味で、産業経済の活性化に向けた町の支援というのも大きい効果があるだろうと思いますので、そこで、今町長に、そういった部分での地域経済活性化、町民所得向上に向けて町職員の賃金との連動性をどのように図って活性化させて

いくつか、その見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 佐々木春一議員のおっしゃるとおり、私も、昨年も言いましたが、いろんな部分で都市部と地方の格差、この給与体系においてもあるというふうに思っております。人口の動態についてもそういう部分が大きく影響している、地方が安くていいというふうには思っておりません。そういう部分では、町職員、頑張っている職員にはそれなりに含めて報酬のあり方という部分、先般の議会でも答弁させていただいたとおり、ただし、そうは言いながらも、人事評価制度という部分を見直しをしながら、4番議員のおっしゃったとおり、財政の厳しい中でもその活性化も含めた取り組みをして、町内における業者への刺激、民間への刺激につながればというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

町長及び副町長の期末手当で支給割合につきましては、これまで給与勧告の趣旨に沿って取り扱いをしてきたところであり、今般の一般職の職員の期末、勤勉手当の引き上げの例に準ずるとともに、県の特別職の給与改正に準じて、新教育長を含む特別職の期末手当支給月数を年間3.25月分から0.1月分引き上げ、年間3.35月としようとするものであります。

今回の改正は大きく第1条と第2条に分けてあり、第1条においては平成30年度分の改正であり、第2条においては平成31年度以降に適用する改正であります。

以下、改正条文で説明いたします。

第1条は平成30年12月期の期末手当の支給月数の改正で、第3条第2項は期末手当の支給月数を100分の162.5から100分の172.5に引き上げようとするものであります。

第2条は平成31年度以降に適用する改正で、第3条第2項は平成31年度以降の期末手当の支給月数を平準化し、100分の167.5にしようとするものであります。なお、年間の支給月数の合計に変更はございません。

附則であります。第1項及び第2項は施行期日等を定めるもので、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第1条に規定する改正後の期末手当の改正は、平成30年12月1日に遡って適用しようとするものであります。第3項は、改正前に支給された給与について内払いと見なすことを定めようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今般、常勤特別職の職員の期末手当の引き上げ勧告など、諸般の情勢にかんがみ、勧告の例に準じて期末手当で支給月数を年間3.3月分から0.05月分引き上げ、年間3.35月分としようとするものであります。

今回の改正は大きく第1条と第2条に分けてあり、第1条においては平成30年度分の改正であり、第2条においては平成31年度以降に適用する改正であります。

以下、改正条文で説明いたします。

第5条第2項中、平成30年12月期の期末手当の支給月の改正で、期末手当の支給月数を100分の172.5から100分の177.5に引き上げようとするものであります。第2条は平成31年度以降に適用する改正で、第5条第2項は平成31年度以降の期末手当の支給月数を平準化し、100分の167.5にしようとするものであります。なお、年間の支給月数の合計に変更はございません。

附則であります。第1項及び第2項は施行期日等を定めるもので、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第1条に規定する改正後の期末手当の改正は、平成30年12月1日に遡って適用しようとするものであります。第3項は、改正前に支給された期末手当については内払いと見なすことを定めようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第4号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第4号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,033万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,661万3,000円としようとするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入をご覧ください。

11款分担金及び負担金133万7,000円の増は、地域情報通信基盤施設加入負担金及び撤去負担金の増によるものであります。

12款使用料及び手数料28万6,000円の増は、地域情報通信基盤施設使用料の増によるものであります。

13款国庫支出金8万3,000円の減は、被災児童就学援助事業費補助金の減によるものであります。

14款県支出金885万4,000円の増は、いわてニューファーマー支援事業交付金150万円、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金160万1,000円の減、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金1,200万6,000円の計上が主なものであります。

15款財産収入1,296万円の減は、町有林立木売払代金の減によるものであります。

20款町債2,290万円の増は、普通教室空調設備設置2,390万円の計上が主なものであります。続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出をご覧ください。

1 款議会費31万4,000円の増は、職員手当等16万4,000円、議員期末手当14万円の増が主

なものであります。

2款総務費52万7,000円の減は、職員手当等370万7,000円の増、地域おこし協力隊員報酬300万円の減が主なものであります。

3款民生費393万円の増は、職員手当等163万2,000円、妊産婦医療扶助費203万円の増が主なものであります。

4款衛生費189万5,000円の増は、職員手当等89万4,000円、療育医療扶助費70万円の増が主なものであります。

6款農林業費2,181万5,000円の減は、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金240万円、有害捕獲業務報償費382万9,000円、町有林素材生産事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費292万1,000円の増は、空き店舗活用支援事業費補助金200万円の減、起業奨励金450万円の増が主なものであります。

8款土木費29万7,000円の減は、職員給料107万4,000円の減、職員手当等89万6,000円の増が主なものであります。

10款教育費3,407万2,000円の増は、奨学資金貸付金233万円の減、普通教室空調設備設置工事費の計上が主なものであります。

14款予備費15万9,000円の減は、予算調製によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表によりご説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は追加及び変更です。追加は、普通教室空調設備設置事業を追加しようとするもので、限度額は2,390万円であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。変更は、過疎地域自立促進事業を100万円減額し、1億590万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） お願いします。

3点伺います。

9ページ、歳入、15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、3節立木売払

のマイナス1,296万円について伺います。町有林立木売払代金の予算4,430万3,000の実に29.25%、また、金額的にも高いものです。入ってくる予定の金額が入ってこないということですから問題だと思います。どのようなもの、ことで、どのような理由からなのでしょう。また、この件は、町の懸案である立木未収金の問題と関連があるのでしょうか。

2点目、8ページから9ページ、歳入、14款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、2節小学校費補助金711万2,000円及び3節中学校費補助金489万4,000円について伺います。説明のところで両者ともブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金とありますが、これが今夏の猛暑により政府で決めた小中学校へのエアコン設置への補助なののでしょうか。ブロック塀も冷房だけというのもエアコンと結びついていないようですが、どうでしょうか。

3点目、15ページ、歳出、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費2,133万6,000円及び3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費1,468万2,000円について伺います。これらが、今夏の猛暑により政府で決めた小中学校へのエアコン設置の件なののでしょうか。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、立木の売払代金の部分についてご説明をさせていただきます。

この歳入につきましては、14ページの6款農林業費の町有林素材生産事業委託料というところがありますけれども、町有林の山を切ってそれを売った代金が入ってくるという形になっております。当初見込んでいた部分よりも面積とか材積とか、そういった部分が減りましたので歳入も減るという形になりますし、それから、木工団地の立木の未納の部分とは全く関係のないものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 私のほうから2点目と3点目についてお答えします。

まず歳入の8ページ、9ページのブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金についてご説明いたします。

これは学校の安全対策ということで、大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒れて登校中の児童が死亡した事故、それから今夏の記録的な猛暑を踏まえた事業ということで、国のほうで補正予算ということで創設されたものであります。それで、本町におきましては、学校

施設において危険なブロック塀というのは該当がありませんので、エアコンの設置について希望をしまして、その分、内示があったところであります。

それと3点目の15ページになりますが、この歳入によりまして歳出のほうで小学校、中学校におきましてエアコンの設置工事ということで、これについては議員ご質問のとおり、小学校、中学校の普通教室についてエアコンを設置しようとするものであります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） 1点目と3点目について再質問いたします。

1点目、立木未収金の問題とは関連がないということで大変安心をいたしました。

それで、この問題でこのような補正をするというような構図は毎年のことなのでしょうか。または、今年度の補正の要因に、例えば気象とか災害とか事故とか経済環境とか、そういう今年特有の問題の要因があつて補正をされたということもあるのでしょうか。

それから、3点目、この3点目の説明のところを注意深く読むと、普通教室空調設備設置工事費と書いてあります。そうすると反対に、では保健室のほうはどうかと、保健室のほうについてなくて普通教室がついているということになると、これまたバランス的にどうなのかなということになると思います。町内小中学校の保健室へのエアコン設置についてはどうお考えでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 当初予算では歳入歳出の整合性をとりながら、予算が足りなければ発注ができないという状況になりますので、これまでの実績より多めに予算化をさせていただいております。

それから、気象の関係ということでございますが、そういった部分では全く関係をしていないというふうに捉えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） それでは、3点目のエアコン設置についてであります。この交付金自体は普通教室が対象事業となっておりますので、普通教室、小学校6教室に加えまして特別支援教室の7教室、各校です。14教室分、それから中学校は3教室、加えて特別支援教室で4教室の各校分ということを用意しております。それで保健室につきましてはこの事業対象外でありますので、それは町の単独事業で、今後の予算のほうで要求してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊池 孝君） 荻原勝君。

○1番（荻原 勝君） それでは、3点目についてだけ3回目の質問をいたします。

エアコンの工事をするとすると、普通教室だけでも3,600万円以上、保健室も含めるとさらに大きな金額になります。機種を選定、工事業者の選定に関する町としての方針を伺いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） まず、事業者につきましては、地方自治法、それから町の財務規則等に則りまして、入札により決めてまいりたいと考えておりますし、機種等につきましても、その面積に合った十分冷房機能を発揮できる機種を選定してまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 3点伺います。

10ページです。2款1項6目企画費の中の13節の委託料にかかわってですが、マイナスの345万円ほどということなので余ることはいいわけですが、ちょっと大きいと思いますので、内訳を説明いただきたいというふうに思います。

それから、14ページ、7款1項2目の商工振興費の中の19節の補助、交付金の部分でございます。450万円の追加ということなので大変うれしいというふうに思います。流れはいいのかなというふうに感じながら、その内訳を説明いただきたいというふうに思います。

それから、その下の8款1項1目道路橋りょう総務費、一番最後に旅費というのが5万円ほどですが、金額の大小とは別に旅費は事業にかかわる費用弁済というふうな考えですので、何なのかということについて説明いただきたいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうから1点目の企画費の委託料の減の内訳についてご説明をいたします。

今回の減額は、そちらに4項目あるんですけども、内部情報システム更新等委託料、ネットワーク機器保守委託料、L G W A N機器設定変更業務委託料については、実績見込みで減額をしたものでございます。それから情報セキュリティポリシー策定業務委託料につきましては、当初、国からガイドラインなどが示されないということで委託業務を発注する予定でしたけれども、その後、国からガイドラインが示されましたので、委託をせずに自前で業

務を行うということでの減額が大きかったものですから、今回、減額の額が大きくなったものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 私からは起業奨励金のことについてお答えいたします。

現在、相談件数が新たに4件ほどございます。それが全て事業化されるかどうかはまだわからない部分もありますけれども、対応できるようにということで増額要求をしたところがあります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 3点目の道路橋りょう総務費の旅費の増の質問についてお答えをいたします。

普通旅費の増につきましては、昭和橋景観検討委員会にかかわる事前の打ち合わせが、学識経験者の委員の先生方のご都合に合わせてまして東京都内で開催されることがあります。今後、2回程度開催される予定があることから、その分の増額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 企画費にかかわる委託料の関係はわかりました。ただ、ガイドライン等が示されれば自前でも何とか対応できるというふうな内容だったと、こういうことになりますね。であれば、やはりいくらでも金をかけない工夫というのは自分たちの工夫ということがあると思いますので、そういうふうな部分がまだまだいっぱい増えてくるのかなと。どうしても庁舎内が全てそういうふうな機械で管理されるというふうな形になりますので、ぜひとも自前でできる範囲を広げるというふうな形で進めていただきたいなというふうに思っています。

それから、起業奨励金についてはわかりました。いずれ、いい動きというふうに思っていますので、あとで追加しても構いません、いずれ、いい動きを進めていただきたいというふうに思います。

それから、旅費については昭和橋の件ということですが、そのとおりです。その部分についてはこの場所でなくて別の場所で聞かざるを得ないのかなというふうに思いますが、一応旅費等については、あくまでも事業計画というふうな部分とセットということだけはき

ちんと押さえておいて、計画を立てていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

5番、菅野浩正君。

○5番（菅野浩正君） 10ページの企画費、報酬ということで300万円の減になっております、地域おこし協力隊員についてでございますが、非常に今、5地区それぞれ連携しながら地域活動を引っ張っていただいて非常に感謝をしております。これは大股地区の地域おこし協力隊員が帰られたというようなことで減額になっていると思うんですが、将来的には1名を大股地区にも配置したいということは聞いておりましたが、見通しとしてはどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 大股地区の地域おこし協力隊、あるいはサポートしてくれる方という表現がよろしいのでしょうか、現在1人で集落支援員が活動しているわけですが、地域の中の皆さんと話し合いをしながら、どういう方をどのような雇用体系でというような話し合いを進めております。来年度から臨時職員、あるいは嘱託職員の雇用体系がちょっと変わるということもありまして、どのような形での雇用体系がいいのかというところを今、相談を進めている最中でございます。

○議長（菊池 孝君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 教育委員会のほうに1点だけ、エアコン工事のことですが、一般競争入札と先ほど答弁されておりましたが、私から言わせれば、住田町の業者で取り付けできると思うんですが、その発注体制はどのような考え方をしているか、その点をお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 一般競争入札ではなくて指名競争入札になります。今のところ考えているのは、気仙管内の電気事業者に対しまして入札案内をして、入札をしていただく予定としたいと考えているところであります。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） そういうような考え方ではなく、住田町のできるのであれば気仙管内とは言わずに住田町の業者に発注して、住田町をいかにして活性化させるかということを考えていないと。グローバルもいいかもわからないけれども、自分のところの商売人に食わせていくというような考え方をしないと私はいけないと思いますが、どうですか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 私もそこは同感であります。町内の事業者にとっていただきたいなというふうには思いますが、いかんせん、この事業自体も国の交付金が入っておりますので、そういった地方自治法なり財務規則に沿った形で指名競争入札ということになります。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 電気工事につきましては、現在、町内で指名登録されている業者が少なく競争入札に町内だけではできないという状況があります。という背景もありまして、先ほど教育次長のほうから管内でというようなお話があったところであります。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） あのねというのは失礼かもわからないけれども、国の言うことばかり聞いてもわからないと思うよ、俺。いかに住田町の業者を食わせていくかということを考えるのが先決だと思う。そこのところを何を言われようと住田はこうなんだと、お金は頂戴と、こっちはこっちでその発注の仕方をしますというふうなことをやっていかないと。ぜひとも、こういうふうな機会というのは、電気業者というのはなかなかないんだから、住田町にそれなりに潤いを与えるような発注の仕方を議長、ぜひともさせてくださいよ。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 林崎議員のお気持ちは重々受けとめることはできるんですが、いかんせん、ルールというものがございますので、行政としても町内に循環するような形をとりたくて常日ごろから努力をしているところであります。ルールを守りながら、できるだけ町内の経済が潤うよう今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

7番、村上薫君。

○7番（村上 薫君） 3点についてお伺いします。

先ほどまでエアコンの設置につきまして質問がありましたが、私のほうからも確認をさせていただきたいと思います。

1つは保健室のほうは町単で今後やる予定だということですが、残りの、以前にも指摘をさせていただいたんですが、中央公民館の児童館の図書室、あるいは一般の図書室ですね、それから世田米、有住のほうにある放課後子供教室、こちらも去年の猛暑で大変だったわけです。こちらのほうの設置への考えはどういうふうになっているかお尋ねいたします。

9ページの、1番議員のほうからも出ました15款の財産収入の町有林立木売払代金にかか

わってお尋ねをいたします。

町有林の売り払いは、町の山から伐採をされて、それからそれが製材所のほうに行って、それから町のほうに入金になると、そういうふうな経路の流れかと思うんですが、実際にこれはどういうふうな形で、例えば伐採は入札でこういうふうに行っているんだとか、あるいは製材所のほうにいった丸太はどういう形で入金が町のほうになされているのかと、その辺をお伺いいたします。

それから14ページの、5番議員のほうからもありました起業奨励金、商工振興費の中の、プラス450万円ということで、先ほど農政課長の答弁では4件ほどあるということで大変よろしいかと思うんですが、いずれこの奨励金の中身、起業奨励金交付金要綱というのがあるわけですが、この中身を見ますと、個人、あるいは法人につきまして1年度当たり1件につき150万円を上限とすると、5年間可能だということで、その1年目は10分の10、2年目は10分の9、3年目は10分の8、4年目は10分の7、5年目は10分の6と、その150万円をしますとマックスで5年間で600万円を受け取ることが可能だというふうになっております。この理解でいいのかどうかと、もしそうであるならば、公金を一個人なり一法人が600万円いただけるということであれば、もう少しわかったような形の公開プレゼンテーションをすとか、こういう方々がこういう事業を使うのだということがあってもいいのかというふうに思います。その辺をお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） エアコン設置について、中央公民館の図書室であるとか放課後子供教室で使われている地区公民館への設置ということでございますが、今後になりますけれども、中央公民館図書室、それから上有住地区公民館につきましては改築計画がありますので、その中で検討していくこととなりますし、それから下有住につきましてもそれら整備後になります。財政状況等を考慮しながら、やはり設置に向けて検討していく予定としております。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは町有林の立木売払いという部分についてご説明をさせていただきます。

委託料の部分については入札で行っております。その委託する中身については、当然山のほうの伐採をして製材所まで持って行く費用、それからその製材所等からの売り払いの部分を金額を集めていただいて町のほうに入金していただくというところをお願いしているところ

ろであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 起業奨励金の審査とかそういう部分にも関係するのかなと思いますけれども、現在は役場に申請をしていただいて、対象者であることの確認とか、事業そのものが実際に運営できるものであるとかを審査しながら進めているところであります。実際に起業される方もいろいろ悩みながら、いろいろ進めて起業しようと考えておりますので、事業が進んだ際にはその方のアピールでもありますし、この事業そのものの推進のためにもなりますので、自分がどういうことをどういうふうに来てきたかというような発表の場があるのは非常にいいことなのかなというふうには考えますが、最初の段階では、さまざま本町だけではなくて専門の人にも入ってもらいながら事業を検討していくという必要があるものと考えておりますので、今のような進め方でまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） エアコンの設置につきましては、上有住地区公民館も生活改善センターを含む中央公民館については改築計画があるということで、それに沿ってやっていくということでございます。下有住はまず設置に向けて検討していくということですので、よろしく願いをいたします。

それで、これは財政的なことをお伺いしますが、3分の1が県の支出金から出ているような形ですが、残りの3分の2というのは町債ということで、交付税措置は幾らあるのか、実質的な町の手出しというのは幾ら見込んでいるのかお尋ねいたします。

それから財産収入の立木売払いについてですが、山における伐採については、何社かで入札を行って、その落札をした方が伐採をした丸太を製材所のほうに運搬をすると、そこまでは多分、素材業者なりそちらのほうに委託料として町が支払っていると。その製材所からのところは検収といいますか、されたものが入金になるということですが、私が気になるのは、要するに以前は町有林を切ったのを、丸太の山の中間の土場で入札をしたわけですね。検知、要するに検収ですか、それらもきちっとやられたと思うんですが、県とか検収は町の職員とかですね、現在は検知なり検収といいますか、何センチの何本あって何石だとか、そういうものがどういうふうな形で町のほうの林政課なりが携わってやっているのか、そこをお伺いしたいのです。要するに、きちっとした検知、検収が職員によって行われて、それが町のほうに入ってくるシステムになっているのかどうかです。そこをお伺いしたいです。

それから起業奨励金、当初は悩みながら申請している方もいるということで、そのとおりかと思いますが、ぜひ中間の段階で公開のプレゼンテーションみたいな形をして、町民の方はわからないわけですね。例えば1人で600万円もいただいてやっていると、起業しているというのだけれども、誰がどういうふうなことをやっているのかというのはわからない。それで、わかった上でやっぱり町民も応援をしていくという形が望ましいんだろうというふうに思います。ぜひ、そういう町民が知る機会ですね、事業内容を知る機会も設けていただきたいなど、もう一度それは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） ここで7番、村上薫君の再質問に対するの答弁を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました7番、村上薫君の再質問に対する答弁を求めます。
教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） エアコン設置事業に対する国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が3分の1交付されるわけですが、残りが教育債を充てるものであります。この教育債につきまして、地方交付税で60%措置されるということになります。それで、町の実質的な負担は26.7%ということになります。事業費の26.7%が町の負担ということになります。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは町有林の部分についてお答えさせていただきます。

村上議員おっしゃるとおり、立ち木なり山売りする場合には1本1本調査が必要で、それによって材積を出したりしなければならぬという作業がありますが、町有林につきましては伐採からの作業を委託するという形であります。よって、1本1本の材積を出すという必要がないという部分で、標準地によって出しているという形になります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 起業奨励金を交付されている方々についてですけれども、その方々の事業の進捗状況を確認しながら、町民の方にどういう取り組みをしているかを知っていただく機会をつくっていきたいものと考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） エアコンのほうの町の持ち出しというのはわかりました。26.7%ということで了解いたしました。

町有林の立木代金にかかわってですけれども、いずれそうしますと、立ち木でそのまま入札を素材業者の方々にして、それで表現は適当ではないかもしれませんが、それ以降の分は任せっきりという形になっているということですよね。私が町民の方々からちょっと声をいただくのは、町有林なので、町有財産なので、検知検収というものをきちっと自分たちで把握をしてやるべきではないのかというふうなことを指摘を受けるわけです。ですから、全部委託で任せっきりというのは楽なのかもしれませんが、その部分が途中でどういうふうになっているかという経路というのはわからないですよね、結局、その辺のところの危惧もあるわけです。ですから、毎回とは言いませんけれども、例えばランダムでそういう検知検収を町職員がやるというふうな方法をとっていくというのも一つの方法ではないかなというふうに思います。いずれ、財産収入を上げるということが財政硬直化にこれから向かっていく中で一番大事なこととなりますので、収入を上げる方法もぜひ考えていただければなというふうに思います。

それと、起業奨励金につきましてはわかりました。ぜひ、中間の段階でも結構ですので、町民にわかるような形で公開プレゼンみたいなものがあれば、もっと起業奨励金も使っていただくとか、有効になるのではないかなというふうに思います。

その町有林のほうの件についてだけでもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） これまでも伐採からそういった作業の部分を任せっきりということではなくて、やっぱり現地に足を運んでということを努めてやるということで行ってきております。今後においてもさらにそういった部分を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） それでは11ページの2款の総務費の10目地域情報通信推進費の関連

でお伺いいたします。

一般質問の中でも公共施設の維持管理の中の部分で、地域情報通信施設についても経過年数を経ているということで、今後の維持管理の課題の点が話されましたが、この報酬、報償費の中で事業の検討委員会があるわけでありましたが、今年度、この委員会を開催して主だった懸案事項があればお聞かせいただきたいと思ひますし、絡んで工事請負費で電気設備や機器の更改工事費が補正で追加になっているわけですが、こういった懸案事項の対策としてこういう工事費が生まれたのかどうかという点で確認させていただきます。

2つ目は、13ページの6款農林業費の3目農業振興費、19節で負担金、補助及び交付金で、全体で616万円の減額になっているわけであります。私たち、地域の主要な基幹産業としての農業の分で、ここを活性化していくことが地域の全体の盛り上げになるんだろうというふうに考えております。その中で、担い手農業者といわてニューファーマー支援事業があつて、特にニューファーマーの支援事業については10分の10ということで、単費の負担がない事業でありますから、担い手育成の部分では有効に活用していくと、地域農業の担い手を育てることになるんだろうと思ひますが、今回、減額せざるを得なかつた事情をお聞かせいただきたいと思ひますし、マスタープランの部分で集落営農を進めながらマスタープランを実践しているわけですけれども、ここの部分でも240万円の減額になっているという背景をお聞かせいただければと思ひます。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、1点目の地域情報通信基盤施設の検討委員会にかかわつてということでご説明を申し上げます。

地域情報通信基盤施設利活用検討委員会につきましては、今年の8月から開催をして来年の9月までに報告書を出す予定でございます。検討内容の主なものについては、地域情報通信基盤施設、今の現状の維持をどのように効率的に進めるかという点とICTを活用した施策、利活用の部分、この大きな2点で検討を進めているところであります。

2回の検討委員会の状況というところですが、まず、施設の更新につきましては、今の現状と今後の見通しの課題について委員の皆様と共有を図りながら、どのような効率的な維持ができるかというあたりを今検討している段階であります。ICTの利活用の部分については、町のほうから防災、医療、農業という形で優先順位を決めて、委員の方々にお示しをしながら、防災、医療、農業の部分で今住田町にある施設でどのようなことができそうかというようなあたりの検討をさせていただいているところであります。来年の2月に3回目

ということになりますけれども、そのときにはある程度中間報告というような形で一旦方向性をまとめるような流れになってございます。

それから、15節の工事費の部分でございましてけれども、支障移転工事と機器更新更改工事費については、今年度の実績見込みで減額をしているところであります。電気設備工事につきましては、事業者の加入が今年度多かったり、あるいはアパートの建設によって加入が増えたりということで工事費が増えているところでございます。相殺して補正額は増えているというような状況になってございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） それでは、農業振興費の補助金の関係でございまして、今回、ほぼ全てが減額となっているのは、事業費が確定したり対象者の人数が確定したりすることによる減額ということになります。

ご質問のありましたニューファーマー支援事業についてですけれども、当初2人という予定をしておりましたけれども、最終的には1人になったことから減額ということにしております。それから、マスタープラン実践支援事業のほうですけれども、昨年、予算を要求する段階では機械を購入する予定のものがございましたけれども、今年度になりまして事業を精査していく中で、結果的に導入する機械の種類が減ったため減額ということになっているものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 地域情報通信事業の検討委員会での検討内容、わかりました。

そこで、ICTの利活用の件のところであって、今回の一般質問の中でも高齢者世帯が聞きにくいとか、そういう高齢者世帯に対する対応のことが議論されたわけではありますが、今、携帯電話とかスマートフォン、タブレットとの連結でサービスを向上するというふうな取り組みをしている、通信会社とか、自治体との連携で取り組もうとしている地域もあるように伺っておりますし、特に医療の面で、緊急を要するとき等に、受けるだけでなく配信もできるというような対応で情報通信の利活用を進めているという事例も生まれているようですが、その点のお考えをお聞かせいただければと思います。

それから、農業振興費の関係で、担い手の部分はいずれ補助の支給の年数や対象者のことがあるからわかりましたが、マスタープランのところでも今回、農業機械ということでありま

すが、担い手で集落営農のところでは取り組んでいるところで、緊急に当初予定していないことに対応しなければならないというような場面が生まれていることが見受けられます。特に農地の流動化で、担い手が受委託で借り上げて農業をしているようなところの地域が、集落営農の対応ができないために、例えばシカの電牧柵を配置したくても有利な補助対象になれなくて、単独でやるために自己負担が発生すると、そうすると、農業生産自体だけでもかなり経営が厳しい中にそういった害敵防止のための設備投資をすると、かなり農業経営に影響するというふうなことが出るわけです。そういった意味では、集落営農を維持する、農地を維持するという部分で、このマスタープランの部分で全町的に課題が出たところに臨機応変に事業導入をできるような対応ができないものかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、1点目の情報通信基盤施設の利活用の部分について答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、医療においても防災においても、対象者の方に、あるいは全町民にいかにか正しい情報を早く伝え、伝わったかの確認ができるという環境を、ICTで環境整備をしていく必要があるんだろうというふうには捉えてございます。

今、委員会の議論の中では、やはりICTに対する、高齢者が使いこなせるかというところの課題が全国的にあり、専門家としてもそこがうまく進んでこなかったのも課題であるし、自分たちの責任でもあるというような発言をされる先生もいらっしゃいます。本町においても、同じような、高齢化が進んでいる町でございまして、今ある施設の中で使えるものをどう使っていくかという点も今話し合っているような状況がございまして、防災告知端末にも、今は使っていないですけれども、機能としては受ける機能、あるいはメールを発信する機能ということをつけることも可能であります。ただ、すぐにそれをやれる体制というものが今整っていない状況もありますので、まずは今ある住田町の情報通信基盤施設の機能を生かすということを前提に話し合いが進められているところであります。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） いわて地域農業マスタープラン実践支援事業を臨機応変にということですが、この事業そのものにつきましては県の事業でもありますので、なかなか臨機応変にということとはできないものと考えております。現在、前の年に要望を出さないと予算化がなかなかできないという状況にあります。ですけれども、町単独の事業としても条件が悪くなる可能性もございまして、そちらのほうは町単独であれば臨機応変にも対

応できる部分もあろうかと思しますので、その際にはご相談いただきたいものと考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成30年度住田町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第5号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第5号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額に変更はありません。

歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳出補正予算事項別明細書、歳出をご覧ください。

1款簡易水道費1万円の増は、職員給料5,000円の増、職員手当等5,000円の増によるものであります。

3款予備費1万円の減は、予算調製によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成30年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第6号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予

算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第6号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

歳出予算補正を第1表によりご説明をいたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳出補正予算事項別明細書、歳出をご覧ください。

1款下水道費の総額に変更はなく、内訳は職員給料12万1,000円の増、職員手当等6万6,000円の減、旅費14万2,000円の減、役務費8万7,000円の増となります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成30年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第7号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第7号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算による既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

補正後の歳入歳出予算を第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳出補正予算事項別明細書、2、歳出をご覧ください。

2款保険給付費、1項介護等給付費、1目介護給付費300万円の減は、居宅介護サービス給付費の減であります。

3目高額介護サービス給付費等300万円の増は、高額介護サービス給付費の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成30年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第8号 損害賠償請求の和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第8号 損害賠償請求の和解について、ご説明いたします。

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用については、東京電力株式会社改め東京電力ホールディングス株式会社に対し、これまで10次にわたり794万6,148円の賠償請求を行い、97万2,510円について直接交渉により支払いを受けております。東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用については、平成27年12月、原子力損害賠償紛争解決センターの斡旋により、平成23年度及び平成24年度分の一次申し立て分561万7,044円について、330万円の賠償金を受けております。今般、平成25年度及び平成26年度に実施した放射性物質による影響対策に要した費用に係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、県の指導のもと、県及び県内市町村、広域連合、一部事務組合と協調しながら同センターに二次申し立て分77万2,858円について斡旋の申し立てを行ったところ、東京電力ホールディングス株式会社に55万円の支払いを求める和解案が提示され、同社が受託の意向を表明したものであります。

和解の相手方は、住所、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、和解の内容は、相手方は町に対し、賠償金として金55万円を支払うものであります。和解に定める金額を超える部分については、町が相手方に対して別途損害賠償請求す

ることを妨げないものであり、また、本和解に定める金額に係る遅延損害金については、町は相手方に対し別途請求しないものであります。

原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案については妥当なものであり、これを受託することが適当と判断することから、和解するため地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

○議長（菊池 孝君） 6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 今回の和解案件については、25年度と26年度分ということではありますが、町が求めるこの損害賠償については、上水道、下水道の水質の部分のところの対応の部分が大いだと思いますが、今後、放射性物質の影響調査、対策をどのように対応し、今後ともこの損害賠償の請求が発生してくるものかどうか確認させていただきます。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 今回の二次申し立て分の内容につきましては、上下水道における放射性物質の検査及び町内の専用水道における放射性物質検査によるものでございます。検査結果につきましては、放射性ヨウ素、セシウムともに検出はされておられません。今後の対応につきましては、県及び県内市町村や広域連合、それから一部事務組合と協調しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 損害賠償請求の和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 損害賠償請求の和解については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、請願審査報告、請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、林崎幸正君。

〔総務教民常任委員長 林崎幸正君登壇〕

○総務教民常任委員長（林崎幸正君） 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査報告、平成30年12月11日、第20回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、審査の経過と結果をご報告いたします。

この請願については、平成30年12月12日に当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、気仙地域労働組合連合会副議長、田村純ほか。紹介議員は菅野浩正議員、佐々木信一議員であります。

本請願が求めている内容は、消費税増税中止を求める意見書を国及び関係機関へ提出されたいというものであり、12月12日の当委員会で採択にすべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査についてご報告を申し上げましたが、委員会の意とするところをご理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、発議第1号 消費税増税中止を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提出者の説明を求めます。

林崎幸正君。

〔8番 林崎幸正君登壇〕

○8番（林崎幸正君） 発議第1号 消費税増税中止を求める意見書について、発議案の朗読

をもって趣旨説明といたします。

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。私たちの町住田町の平均所得は、総務省発表の統計資料によりますと2017年は234万3,178円でした。低所得者ほど負担割合が大きい消費税は多くの町民の生活を圧迫しており、自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。ところが、政府は、2019年10月の消費税増税10%への引き上げをあくまでも行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円、1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施をねらう「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則した税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税率10%への引き上げは中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日、岩手県住田町議会議長、菊池孝。意見書を提出する機関は内閣総理大臣、安倍晋三様ほか関係機関であります。

以上、提案申し上げますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 消費税増税中止を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 消費税増税中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第20回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分